

令和8年1月15日(木)
第2回災害ケースマネジメント全国協議会

行政書士の災害支援活動

これまで、そして未来に向けて

日本行政書士会連合会
大規模災害対策本部 災害復興支援員派遣部
部員 櫻田 直己

1. 日本行政書士会連合会(日行連)のこれまでの取組

2. 令和7年の災害支援活動

3. 内閣府との協定締結について

4. 災害復興支援員について

5. 今後について

1. 日本行政書士会連合会(日行連)のこれまでの災害支援活動の取組

行政書士は官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする国家資格者です。その特性を活かし、過去発生した災害において被災者が行う各種申請のサポート(自治体での窓口対応や代理申請)を続けてまいりました。

阪神・淡路大震災

1995年1月17日の発生から10日後の27日、他士業団体に先駆け、被災者の行政に対する諸手続きに関する相談等に応じる「行政手続電話相談」を開設。そのほかには、義援金の募集や被災状況の現地調査、国や被災地域の知事や市町村長に対する許認可申請手続きの緩和および指名入札の申請期限の延長等の特別な配慮要請、各議員連盟に対する政策要望などを行いました。これを教訓として、平時から災害発生時の被災者支援対策に関する検討が必要であるという認識が共有されました。

東日本大震災

2011年3月11日の発生の翌12日、東日本大震災合同大規模災害対策本部を立ち上げ、16日には大規模災害対策本部会議を開催。国や自治体等に向けた政策提言や行政協力に関する提言、被災単位会への運営支援等の検討を行いました。具体的な取り組み内容について、以下にて紹介します。

国や自治体等に向けて

- 被災住民・事業者に対する復興支援措置に係る申請者および行政への支援
- 法務省入国管理局への在留手続きに関する緊急要望
- 総務省行政管理局行政手続・制度調査室へ特定非常災害の被害者の権利利益保全に関する申し入れ
- 福島・宮城・岩手の各県庁への各種手続きの相談・手続き支援等の連携支援策の提案
- 政府の緊急災害対策本部に対する「震災にかかる行政手続等に関する救済策・緩和策」の提言

被災者に向けて

- 日行連と東京会の協同による「行政書士会災害相談センター」の開設
- 福島・宮城・岩手・茨城・千葉・長野の各単位会にて「電話無料相談」の実施
- 国土交通省によって開設された「移動自動車相談所」の相談員として、福島・宮城・岩手の各会員を派遣
- 被災者の生活再建と被災地の復旧・復興を支援する「日本行政書士会連合会被災者相談センター 福島事務所」を開設

熊本地震

2016年4月14日の発生後、熊本会および大分会では、熊本市や益城町(熊本県)、別府市(大分県)からの要請を受け、罹災証明書発行に係る受付業務や申請代行業務に会員を派遣して対応しました。また、熊本県が中小企業庁による中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(中小企業等グループ補助金)の対象地域に指定されたことを受け、熊本会が中小企業等グループ補助金申請業務に取り組むに当たり、会員向け研修会の講師を日行連から派遣しました。



能登半島地震

2024年1月1日の発生以降、石川会では、石川県や関係団体などからの要請を受け、被災者や被災企業などからの相談対応や各種申請支援に取り組んでいます。また、環境省からの協力要請に基づき、公費解体の申請支援を行うため、輪島市などの被災地に会員を派遣しました。日行連においても、無料電話相談窓口を開設とともに、各単位会の支援活動に対し、支援金等を支給しました。さらに、奥能登地方の被災地域を訪問し、相談会場の視察を行い、被災自治体へ復興支援金をお渡しました。



2. 令和7年における災害支援活動の一例

市町村第499号

令和7年（2025年）8月20日

熊本県行政書士会長 櫻田 直己 様

熊本県知事 木村 敬



罹災証明書の受付・発行業務に係る支援について（依頼）

平素より、県政の推進に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、本県では、令和7年8月10日からの大雨により県内各所で甚大な被害が発生しており、現在11市町に災害救助法が適用され、被災者への救助が行われています。

これらの市町では、罹災証明書の受付・交付に関する事務が順次進められていますが、被災市町のみでは十分な対応ができない場合もあり、県及び他の市町村からの応援を受けながら対応されているところです。

つきましては、被災市町の行政運営を支援し、罹災証明書の受付・発行をより円滑化・迅速化するために、貴会の会員を被災市町へ派遣いただき、下記について御支援を賜りますようお願いします。

記

1 要請内容

罹災証明書の受付・発行業務

（1）罹災証明書に係る相談対応、支援内容等の説明

- ・申請書の書き方に係る問合せ、相談等への対応
- ・罹災証明により受けられる支援内容等の説明 等

（2）罹災証明（申請）書の受付・発行支援

- ・申請書の事前確認（記載漏れ、記載ミス等のチェック）
- ・その他、必要書類の確認（本人確認書類、住家の写真等）
- ・申請者が2次調査を希望する場合は、申請方法の説明 等

① 「罹災証明書」申請窓口支援

被災者が様々な支援事業を活用する際に必要となる「罹災証明書」の申請窓口に行政書士を派遣する。被災自治体への人的サポート。

② 災害救助法に基づく「住宅の応急修理」申請窓口支援

被災者の方々は既に罹災証明書交付済又は申請済で罹災証明書交付待ちの状態で、その後受けられる支援の一つ。被災自治体への人的サポート

行政書士が被災自治体と共に行う災害支援活動は「罹災証明書」の発行支援のみならず、その後の「様々な支援事業」を活用するためのサポートに今後変化していく可能性があります。

行政書士は災害発生後、被災者にどのような支援事業があるのか、被災自治体と緊密に連携し情報収集等進めなければなりません。

3. 内閣府との協定締結について

令和6年9月25日、本会は内閣府と「大規模災害時の被災自治体への支援に関する内閣府と日本行政書士会連合会との協定」を締結しました。



◇ 協定締結の背景

近年頻発する大規模災害に備えて、平時から被災自治体を支援する会員を養成し、大規模災害の発生時には迅速に被災自治体に会員を派遣して支援活動が行える組織体制を整備しておく必要がある。

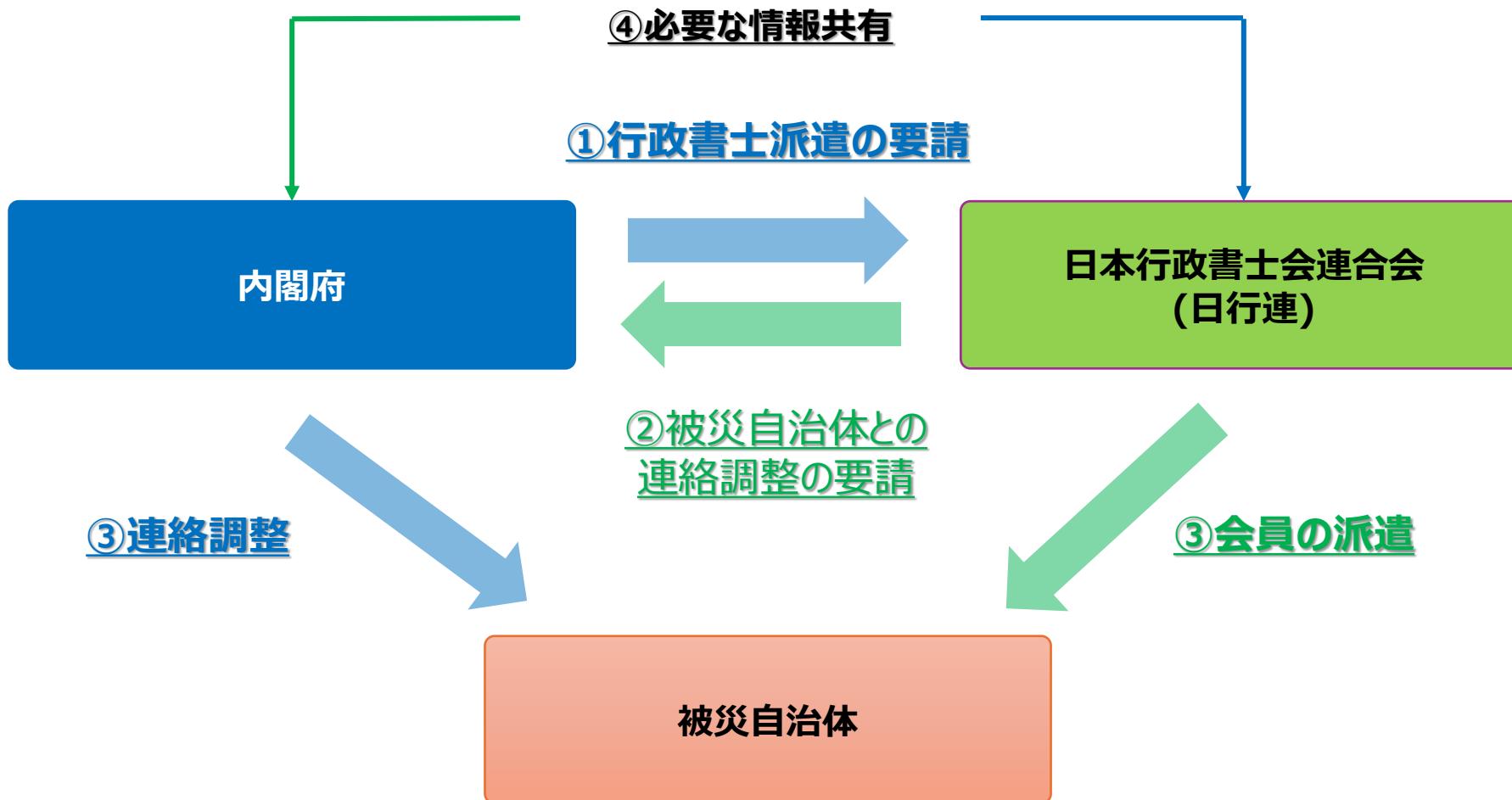
◇ 協定締結の目的

行政手続の専門家である行政書士が罹災証明書の交付など、大規模災害の発生時に被災自治体の要請に応じて、行政事務のサポート役として被災自治体に赴き、支援活動に従事する。

◇ 協定の概要

- ① 内閣府は、大規模災害発生時には、日行連に対し、被災自治体への行政書士の派遣を要請できる。
- ② 日行連は、内閣府に対し、被災自治体との連絡調整など必要な支援の実施を要請できる。
- ③ 内閣府及び日行連は、上記の要請を受けた場合には、それぞれの業務に支障のない範囲で必要な協力を行う。
- ④ 内閣府及び日行連は、必要な情報共有に努める。等

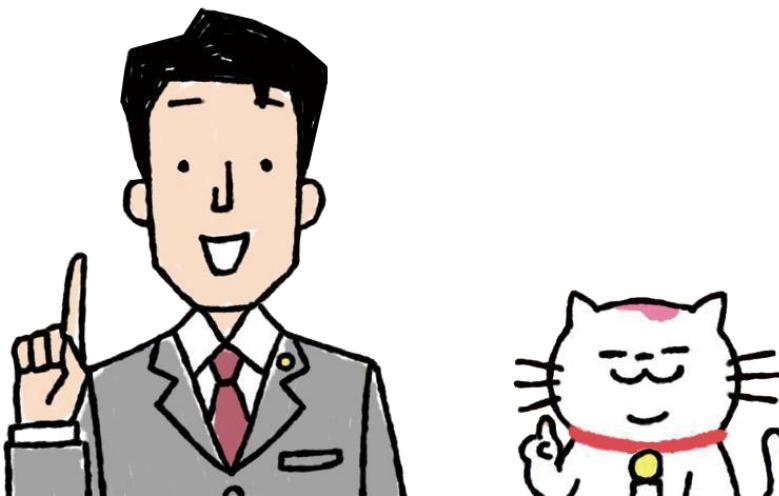
◇ 協定に基づく連携協力のイメージ



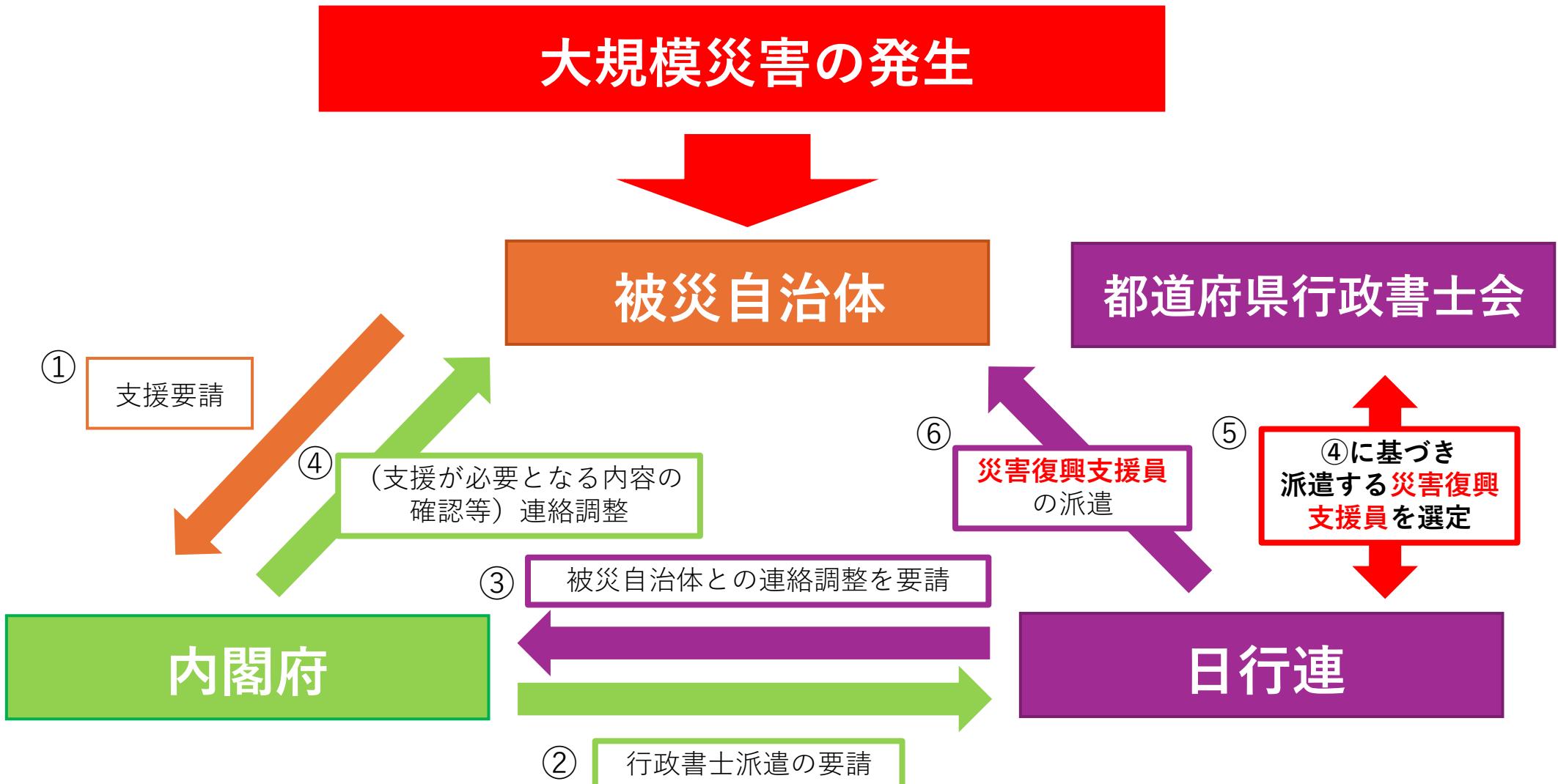
4. 災害復興支援員について

◇ 災害復興支援員とは

大規模災害発生時、本会が内閣府からの要請に基づき被災自治体に派遣し、被災自治体の窓口業務を支援するなど、行政事務のサポート役として被災者支援活動を行う行政書士の総称。



災害復興支援員派遣までのイメージ



5. 今後について

◇ 災害復興支援の実務に関する研修の実施

被災地における支援活動に際し必要となる具体的な各種手続に関するVOD研修を日行連中央研修所研修サイトで公開(予定)。

- 罹災証明書の発行手続
- 自動車の廃車手続
- 公費解体・撤去に関する手続 etc.

◇ 大規模災害発生時の対策に関する検討課題について

日行連では災害対策に関する諸課題の解消に向けた対応を推進します。

○組織強化：災害復興支援員の増員・養成

○行動計画：大規模災害(南海トラフ地震等)を想定した
派遣計画・マニュアル等の策定 等

⇒今後も内閣府と定期的に協議を行い、

災害支援スキームの確立を図ってまいります。